2012.7

No.116 们或書士 NAGANO

題字:長野県知事 阿部守一氏筆

長野県行政書士会会報



国宝 松本城



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と 社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄 与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職 務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕国宝 松本城

松本城は、安土桃山時代末期から江戸時代初期に建造 されました。

天守は国宝に指定され、城跡は国の史跡に指定されています。松本城と呼ばれる以前は深志城(ふかしじょう)と呼ばれていました。別名烏城(からすじょう)とも呼ばれる。

写真提供:(広報部員 高見澤一俊)



——目 次——

定時総会開催報告	2
会長のページ	· ······ 5
暴力団等排除対策 委員会を設立	7
日本政策金融公庫県下 4支店と中小企業等支 援に関する覚書を調印	8
業務資料	・行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲 について
	・「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条 の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正 する告示 について
	・保険未加入企業への減点措置の改正に係る経営事項審査の留意事項 について(通知)
	・国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営
	事項審査の取扱いについて(通知)
	格定期審査時の取扱いについて (通知)
	・以正伝施行に保る主な変更点等について(以正人皆伝)
北陸運輸局からの 自動車登録担当業 務委託事業報告	•30
法律知識の勘違い! season 2	•36
お知らせ	・綱紀委員の異動 ······38 ・会則改正について ·····38
	・会則改止について
	・ 各部云 1 争 7 足衣
	・平成24年度行政書士試験のご案内40
	・DVD の注文
	・行政書士 PR パンフレットの注文41
	・斡旋物一覧表41
会 議 報 告	•42
長野県行政書士政治連盟のページ	・定期大会報告49
会員の動き	・入会 ・退会 ・ご逝去51
編 集 後 記	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
115号クロスワード ★ パズルこたえ	•
会 員 投 稿	• · · · · · · · · · 53

定時総会開催報告

平成24年度定時総会が5月22日(火)午前10時より、松本市の松本東急インで開催されまし たのでご報告いたします。

- 1 司 会 日野総務部員
- 2 正副議長議長石井喜博代議員(松本支部) 副議長 北原一男代議員 (伊那支部)
- 3 議事録署名人 小山まさ枝代議員(長野支部)、宮下幸吉代議員(長野支部)

4 議案審議

第1号議案 平成23年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。

第2号議案 欠損処分 賛成多数により可決承認されました。

第 3 号議案 平成23年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。

第4号議案 会則の一部を改正する会則(案) 賛成多数により可決承認されました。

第5号議案 平成24年度事業計画(案) 賛成多数により可決承認されました。

第6号議案 平成24年度予算(案) 賛成多数により可決承認されました。

賛成多数により可決されました。 第7号議案 綱紀委員の選任



山﨑会長あいさつ



議長・副議長あいさつ



感謝状授与



受賞者代表謝辞

平成24年度受賞者名簿

○日本行政書士会連合会関東地方協議会会長表彰状

松 島 良 文(長野)

以上 1名

○長野県行政書士会会長表彰状

小 山 秀 典 (上田) 水 野 和 雄 (上田) 緑 川 雄 三 (上田) 山 下 武 司 (飯田) 篠 平 耕 二 (松本) 松 本 敦 子 (長野) 以上 6名

○長野県行政書士会会長感謝状

手 川 芳 雄 (佐久) 小 山 美也子 (佐久) 田 中 哲 夫 (上田) 並 木 卓 造 (上田) 石 井 喜 博 (松本) 高見澤 一 俊 (松本) 諸野脇 宏 幸 (長野)

以上 7名

※敬称略、() 内は、所属支部名

平成24年度定時総会 祝辞のことば あれこれ

平成24年度の定時総会が、5月22日(火)松本市 松本東急イン にて開催されました。行政書士に対してのご来賓のお言葉で心に残った事を少しご紹介致します。

- ★住人に対しての利便性に感謝します。社会から期待される行政書土として、ニーズに的確 に応えられるため、社会的信用を高めるよう、サービス・公共性を重んじパイプ役として誠 実かつ真摯に取り組み役割を果たして下さい。
- ★総会、大会誠におめでとうございます。代読ですが、長野県行政書土会で無料相談会を 行っている事に対し感謝致します。複雑、多様化する社会の橋渡しとして "頼れる街の法律 アドバイザー" として各種事業を行う中でサポートをお願いしたい。
- ★ "街の法律家 "として、精進して下さい。
- ★活発な活動に対し活躍をお祈りします。士業同志互いに交流をして行きましょう。ADR センター(平成20年に立ち上げました)を活用し、困難な問題に対しお互いに協力して行き ましょう。

"街の法律家"というお言葉を伺った時には、耳を疑いまして他の先生方に聞いて回りましたが、やはり間違いではありませんでした。少しずつですが、認められてきている事を感じております。この言葉に恥じないよう、能力担保に向けて精進して行きたいと思いました。

(広報 小口)



表彰式典にて



北山孝次日行連・日政連会長を囲んで

会長 山﨑隆二



田立の滝開き行事で天狗の装束を着た山﨑会長

行政書士諸君、倫理を守れ!

会長として誠に遺憾ながら、行政書士 会員が関係する苦情事案や不祥事が昨今 増加しています。

業務内容や報酬額をめぐるトラブルに 始まり、他士業の業務に抵触した事案や 日常生活上の行為規範を欠落した事案な どが会に寄せられて来ます。

このほど長野県からも「貴会会員に対する指導の徹底について」の指導文書が送達されました。これら一連の事態を受けて、本会としては6月の理事会で報告すると共に、全会員に通達し、7月に倫理に関する研修を開催する等、不祥事に対しては毅然と対応します。

市民の正当な権利義務を尊重し擁護する立場として、常に自らを律して心を引き締めて業務に当たって欲しいことを改めて会員にお願いしたいと思います。

地域に溶け込む行政書士に!

日本の滝100選に選ばれている木曽郡南木曽町の「田立の滝」で4月28日に 恒例の「滝開き」が行われ、今年還暦を迎える者の中から選ばれて天狗の白装束を纏いました。

当日は安全祈願の神事が行われ、長刀(なぎなた)で 注連縄(しめなわ)を切って田立の滝への遊歩道をオー プンしました。天狗の面は木彫りで眼鏡が掛けられない ため、近視の私には距離感がつかめず、高さが10cm の一本歯の下駄で立って歩くのも容易ではありません でしたが、ここは一生一度の体験、なんとか下駄の真ん 中に体重を乗せて役目を務めました。



行政書士の仕事は、地域に溶け込むところから始まるというのが私の考えです。 儲け主義の妙な広告や勧誘で仕事を「取る」のではなく、ボランティアを含め地域の 日ごろの活動に参加していると、何とか生活できる程度の仕事を「いただく」けるよ うになります。報酬も「取る」のではなく「いただく」という感覚が必要と思います。 そして、地域活動や誠実な仕事を通じて信頼が高まり、仕事が増えていくにつれて 人を裏切らない倫理感やコンプライアンスの感覚が熟成していきます。

人は一人では生きられず、私たち行政書士も、 人がいて、人から依頼されて、仕事をいただい て生活しています。

金!金!と稼ぎまくる行政書士よりも、安定 して仕事を続けられる行政書士、倫理観と向学 心を持って仕事を丁寧に幅広くこなせる行政書 士が増えていくことを強く願っています。



当面の主な事項

① 長野県行政書士会暴力団等排除委員会の設立

6月18日に、支部長8名に委員を、県警本部刑事部組織犯罪対策課長と暴力追放県 民センター専務理事を顧問に委嘱して委員会を発足します。(詳細は別掲の記事参照)

② 日本政策金融公庫との覚書を締結

同公庫本部と日行連の覚書締結を受け、長野会も6月18日に日本政策金融公庫の 県下4支店との覚書を調印し、相互の業務紹介を図ります。(詳細は別掲の記事参照)

③ 日行連の定時総会に注目・・・焦点は日業連会費値の上げ!

6月21日に福井県で開催される日行連定時総会の焦点は、一人月額1000円の 会費を1500円に値上げする案の賛否で、3分の2以上の賛成が必要になります。

長野会から日行連へ納入する会費は、現在会員数約1000人で毎月約100万円、 年約1200万円ですが、月500円上がると年間で約1800万円になります。

会費値上げ理由は「日本行政」6月号に掲載されていますが、値上げするには全国 の会員が納得する十分な根拠が必要なこと、長野会では会館の返済金を抱えているこ と等を理由として、私は日行連の理事会では賛成しませんでした。

仮に日行連の定時総会の場で可決されれば、長野会としてはその後の対応を真剣に 検討せざるを得なくなります。

④ 国土交通省の住宅セーフティネット基盤強化事業補助金を申請

長野会として初めて同事業に申請します。採択された場合にはADR手続実施者を 中心に県下8支部で相談事業を展開する計画です。

暴力団等排除対策委員会を設立

平成24年6月18日(月)午前10時30分から長野県行政書士会館において 長野県行政書士会暴力団等排除対策委員会の設立式が行われました。

はじめに山﨑会長から各委員及び顧問に委嘱状が交付され、副委員長を互選した後に会長が「暴力団排除宣言」を朗読し、続いて各顧問の先生方からご挨拶をいただき、 県警本部暴力団排除推進室の神林徹警部による説明と質疑応答が行われました。

今後は必要に応じて暴力団に関する情報の提供等を受け、長野県行政書士会として 暴力団等の反社会的勢力に毅然と対応していくと共に、8支部の支部長を窓口として 会員からの相談に対応していきます。

長野県行政書士会暴力団等排除対策委員会委員(敬称略)

委員長 本会 会長・松本支部長 山﨑 隆二

副委員長 本会副会長・諏訪支部長 坂本 勇喜

委 員 本会副会長・北信支部長 髙田 勝男、本会副会長・長野支部長

靎見信一、本会副会長・佐久支部長 佐藤 勉

上田支部長 窪田建男、伊那支部長 香山百合子、飯田支部長 清水 博

顧 問 長野県警察本部刑事部 参事官 組織犯罪対策課長 三石 昇史

公益財団法人長野県暴力追放県民センター専務理事 舞沢 正志

(任期は平成25年の定時総会終結の時までです)

長野県行政書士会 暴力団排除宣言

私達長野県行政書士会会員は、「長野県行政書士会暴力団等排除対策委員会」の設立趣旨にのっとり、

- ☆ 「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と 交際しない」の暴力団追放四ない運動を実践する
- ☆ 暴力団による不当な要求は断固拒否する
- ☆ 関係機関との緊密な連携と一致団結した会員相互の協力体制を確立する

以上のことを遵守し、暴力団の介入しない安全で安心できる健全な行政書士業務及び 積極的な暴力団排除活動を推進し、市民の安全に寄与することをここに宣言します。

平成24年6月18日

長野県行政書士会 暴力団等排除対策委員会 委員長 山﨑隆二



山﨑会長より委嘱状の交付



暴力団排除宣言の朗読

日本政策金融公庫県下4支店と中小企業等支援に関する覚書を調印

平成24年6月18日(月)午後1時30分から長野県行政書士会館において本会と㈱日本政策 金融公庫の県下4支店との間で「中小企業等支援に関する覚書」の調印式が行われました。

これは、3月29日に日行連と同公庫本部が覚書を締結したことを受けたもので、県によって

は日行連の覚書をそのまま協力文としている ところもありますが、長野県行政書士会で は、県内各地で中小企業等の支援に関する協 力関係を構築することで、会員、同公庫及び 県民の利便に資することを目的に、長野・松 本・伊那・小諸の4支店と覚書を締結しまし た。

概要としては、中小企業等への融資や許認 可手続等の情報提供、本会と同公庫相互の研 修等への講師派遣、地域経済や動向に関する



㈱日本政策金融公庫役員の皆様

情報交換、個別企業からの相談への対応、その他中小企業支援に寄与する事項です。

具体的には、公庫の融資を受けたい場合に許認可がない個人・零細企業への行政書士紹介、 農地転用に必要な融資の紹介などの協力が想定されますが、行政書士会員の事務所の改築移転 等にも活用できます。また、企業の知的資産経営に関するアドバイスや業務受託など中小企業 支援について多面的な協力関係を構築していくものです。

会員の皆さんへの具体的な問合せ窓口は、決まり次第お知らせします。



覚書の概要説明をする山﨑会長



覚書の調印

業務資料

法務省民一第972号 平成24年4月16日

日本行政書士連合会会長 殿

法務省民事局民事第一課長

行政書士又は行政書土法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の 範囲について(回答)

平成24年4月3日付け日行連発第34号をもって照会のありました件につきましては、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。

なお、貴見のいう「職務上」とは、行政書士法に基づく業務の範囲に限られることを念のため申し添えます。

日行連発第 227 号 平成24年 5 月18日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次 総務部 部長 中村 利雄

行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について

行政書士又は行政書士法人は、戸籍法第10条の2第3項の規定に基づき、受任している業務の遂行上必要な場合に、依頼者についての戸籍法第10条の2第1項各号に規定された事項を明らかにしたうえで、依頼者等の戸籍謄抄本等を請求することができますが、その交付請求できる範囲が依頼者の直系に限られるのか否かについて、法務省民事局民事第一課宛に下記のとおり照会をいたしました。

法務省民事局民事第一課からは、この照会に対し、行政書士法に基づく業務範囲でかつ戸籍 法第10条の2第1項により依頼者自身に請求が認められる範囲である限り、傍系も含めた第三 者の戸籍謄抄本等の請求ができると解して差し支えない旨の回答が、別紙のとおりございまし たので、ご案内いたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等ご対応方をお願いいたします。

記

<法務省民事局民事第一課宛の照会内容>

戸籍法第10条の2第3項に基づき、行政書士又は行政書士法人が他人の依頼を受けて、職務上、戸籍謄抄本等の請求を行う場合に、戸籍謄抄本等を交付請求できる範囲は、依頼者自身に請求が認められる範囲に限られるとともに、その範囲である限り第三者の戸籍謄抄本等の請求をすることも可能であると解してよいか。

○別紙資料

- ・「行政書士又は行政書士法人による戸籍謄抄本等の職務上請求の範囲について(回答)」(法 務省民一第972号 法務省民事局民事第一課長)
 - ・「戸籍法参考条文(第10条、第10条の2関係)」

以上

各単位会長様

日本行政書士会連合会 会 長 北 山 孝 次 第一業務部 部 長 岸 本 敏 和

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び 「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 の一部を改正する告示」について

平成24年5月1日付で、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」が公布されました。同法令施行は下記の通り予定されております。

日行連会員HPにも当該情報を掲載いたしますので、各単位会におかれましては、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、詳細については国交省HPをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000156.html

記

<平成24年7月1日施行>

- ① 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化(規則様式第25号の1 1及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係)
- ② 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価(規則様式第25号の11及び告示附則関係)
- ③ その他所要の改正
- <平成24年11月1日施行>
- ① 建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加(規則第4条及び様式(新) 第20号の3関係)
- ② 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加(規則第14条の2及び第14条の4関係)

以上

長野県行政書士会長様

長野県建設部長

保険未加入企業への減点措置の改正に係る経営事項審査 の留意事項について(通知)

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成24年5月1日付け国土交通省令第52号)及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号)が制定され、平成24年7月1日から施行されます。

これに伴い、経営事項審査において、保険未加入企業への減点措置が改正されますので、経営事項審査の申請、経営規模等評価再審査の申立て等について、会員各位への周知について御配意いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

- (1) 経営事項審査の評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」を、「健康保険加入の有無」と「厚生年金保険加入の有無」に区分し、各項目ごとに審査する。
- (2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大して、それぞれ △40点として評価する。

(例えば、3保険すべてに未加入の場合:現行△60点 → 改正後△120点)

2 経営事項審査申請等の受付

(1) 旧申請書の受付

改正前の経営事項審査申請等(経営規模等評価申請、経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求)の申請書の受付については、平成24年6月30日をもって終了するものとします。

(2) 新申請書の受付

改正後の経営事項審査申請等の申請書の受付は、平成24年6月18日から行う ものとします。

3 経営規模等評価再審査の申立て

(1) 「経営事項審査基準の改正に係る平成25・26年建設工事入札参加資格定期審査

時の取扱いについて(平成 24 年 5 月 28 日付け 24 建政技第 80 号建設部長通知)」により、平成 24 年 6 月 30 日以前に、平成 23 年 10 月 2 日以降を審査基準日とする経営事項審査を旧基準で申請した者(平成 25・26 年度建設工事入札参加資格の申請を希望する者で、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の者に限る。)については、経営事項審査の再審査を行う必要があります。

- (注)「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入の者」には、いずれか一 の保険に未加入の者を含みます。
- (2) 経営事項審査の再審査を受け付ける期間は、平成24年7月2日から同年10月29日までです。

なお、経営状況分析については改正がありませんので、再度申請する必要はあ りません。

- (3) (1)の再審査に係る手数料は、無料です。
- (4) 再審査に当たっては、次に掲げる書類を提出して行うこととします。
 - ア 改正後の新申請書 (建設業法施行規則別記様式第25号の11)
 - イ 平成24年6月30日までに提出した旧申請書の写し及び経営規模等評価結果 通知書(総合評定値通知書を含む。)の写し
 - ウ その他必要と認める書類
- (5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のすべての保険に加入しているまたは 適用除外とされている者の場合は、新基準に基づいて改めて経営事項審査を受審 したとしても総合評定値には影響がなく、長野県の入札参加資格審査においても 同等に扱われます。

建設政策課 建設業係

土屋 嘉宏 (課長) 岡田 健一 (担当)

TEL 026-235-7293 FAX 026-235-7482

E-mail: kensetsu@pref.nagano.lg.jp

長野県行政書士会長様

長野県建設部長

国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る 経営事項審査の取扱いについて(通知)

標記について、平成24年5月1日付けで「建設業法施行規則の一部を改正する省令」 (平成24年国土交通省令第52号)が制定されるとともに、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」(平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号)をもって建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準が改正されました。

これに伴い、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添「国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」(平成24年5月1日付け国土建第55号。以下「国土交通省通知」という。)の通知がありました。

つきましては、国土交通省通知の内容の会員各位への周知について御配意いただきますようお願いします。

建設政策課 建設業係

土屋 嘉宏 (課長) 岡田 健一 (担当)

TEL 026-235-7293 FAX 026-235-7482

E-mail: kensetsu@pref.nagano.lg.jp



平成24年5月1日国土建第55号

長野県建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課



国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る 経営事項審査の取扱いについて

建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成24年5月1日国土交通省令第52号)が制定されるとともに、平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号(以下「告示」という。)をもって建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

告示附則七の規定により、国土交通大臣が認定した子会社を外国に有する建設業者に係る経営事項審査(以下「外国子会社経審」という。)については、「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)(平成20年1月31日付け国総建発第269号)」と併せて、下記により取り扱うこととしたので、貴職におかれては、事務処理に当たって遺漏なきようお願いする。ただし、本通知による事務取扱いは、平成24年7月1日から適用する。

記

1. 外国子会社の認定について

- (1) 外国子会社経審の申請者(以下単に「申請者」という。)は、我が国に主たる営業所を有する建設業者でなければならない。
- (2) 認定の対象となる子会社は、外国に主たる営業所を有するものであって、かつ、申請者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第8条第3項に規定する子会社であるもの(以下「外国子会社」という。)とする。なお、関連会社(財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。)は、これに含まない。
- (3) 認定の対象となる外国子会社は、経営事項審査を受けていない者でなければならない。
- (4) 認定の対象となる外国子会社は、主たる事業として建設業を営む者でなければならない。
- (5) 申請者は、その全ての外国子会社について認定の申請を行う必要はない。

2. 数値の認定について

(1) 審查基準日

審査基準日は、外国子会社経審を申請する日の直前の申請者の事業年度終了の日と

する。

ただし、合併、営業譲渡又は分割に伴う取扱い等により、事業年度終了の日以外を 審査基準日として経営事項審査を行う場合は、当該取扱いに併せて外国子会社経審を 行うことができる。

(2) 認定基準

次表により算定された数値を認定する。

経,	営事項審査の項目	各項目の数値の算定方法
X1	建設工事の種類別	認定を受けた外国子会社(以下「認定外国子会社」と
	年間平均完成工事	いう。)の建設工事の種類別完成工事高を合算し、算定
	高	する。
		ただし、申請者と認定外国子会社の間における取引及
		び認定外国子会社相互間における取引による完成工事高
		については、額の算定に含めない。
X ₂	自己資本の額	申請者及び認定外国子会社の自己資本の額を合算し、
		算定する。
		ただし、申請者の認定外国子会社に対する投資とこれ
		に対応する認定外国子会社の資本及び認定外国子会社相
		互間の投資とこれに対応する資本は、相殺消去しなけれ
		ばならない。
		相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業
		会計の基準に従うものとする。
	利払前税引前償却	申請者及び認定外国子会社の利払前税引前償却前利益
	前利益の額	の額を合算し、算定する。
		ただし、申請者と認定外国子会社との間で発生した損
		益及び認定外国子会社相互間で発生した損益について
		は、相殺消去しなければならない。
		相殺消去の方法は、一般に公正妥当と認められる企業
		会計の基準に従うものとする。

3. 認定の申請手続き

- (1) 外国子会社並びに申請者及び外国子会社についての数値の認定(以下単に「認定」という。)の申請は、下記の書類を提出してしなければならない。
 - ① 別紙1の外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定申請書
 - ② 認定外国子会社に関する次に掲げるもの
 - ア 別紙2の外国工事経歴書
 - イ 外国工事経歴書に記載された工事に係る工事契約書の写し
 - ウ 貸借対照表及び損益計算書
 - エ 外国において設立されたものであることを証する書類(法人登記簿に相当する もの等)

- オ 子会社としての要件を満たすことが確認できる書類(議決権所有割合が記載された書類等)
- ③ 2の(2)の自己資本の額及び利払前税引前償却前利益の額について、公認会計士 又は税理士により、その内容が適正である旨が証明されたもの
- (2) 認定の手続きは、国土交通省土地・建設産業局建設業課において行う。
- (3) 国土交通大臣は、認定を行ったときは、当該申請者に対して、別紙3の例により「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書(以下単に「認定書」という。)」を交付する。

4. 許可行政庁に対する総合評定値請求等について

- (1) 認定書を有する建設業者は、経営事項審査を受けようとするときは、許可を受けた 国土交通大臣(地方整備局長等)又は都道府県知事に対して、経営規模等評価申請書 及び総合評定値請求書に当該認定書を添えて申請する。
- (2) 建設工事の種類別完成工事高については、認定書の数値を、申請者の種類別完成工 事高に加えた数値をもって審査を行う。なお、申請に当たっては、認定書の数値と申 請者の種類別完成工事高を合算した金額を、申請書に記載すること。
- (3) 自己資本の額及び利払前税引前償却前利益については、認定書の数値をもって審査を行う。
- (4) 国土交通大臣(地方整備局長等)又は都道府県知事は、外国子会社経審の結果を通知するときは、総合評定値通知書に「外国子会社経審」と明記する。

国土交通大臣 殿

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定申請書

所在

商号

印

代表者

平成20年国土交通省告示第85号附則第七の規定に基づき、外国子会社並びに建設業者及 び外国子会社についての数値の認定を申請します。

記

1. 建設業者及び外国子会社

① 建設業者

商号	所在	許可番号	許可を受けている
			建設業の種類
A社	東京都千代田区・・・	00-000000	土、管、機、・・

② 外国子会社

商号	所在	議決権の所有割合
B社	•••, Bangkok•••, Thailand	70%
C社	•••, Makati•••, Philippines	40%
		(議決権の所有割合
		は50%未満であるが、
		実質的に支配してい
		るため子会社として
		いる。)
D社		

- 2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値
 - ① 外国子会社の工事種類別完成工事高

	審査対象	前審査対象	前々審査対象
	事業年度	事業年度	事業年度
土木一式工事	000千円	000千円	000千円
プレストレストコンクリート工事			
管工事			
• • •			
その他工事			
合計額			

② 建設業者及び外国子会社の自己資本の額	2	建設業者及	び外国子会社の	自己資本の額
----------------------	---	-------	---------	--------

〇〇〇千円

③ 建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益

000千円

以上

記載要領(別紙1関係)

- 1 「議決権の所有割合」の欄は、議決権の所有割合が 50%未満の場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する子会社に該当する理由を併せて記載すること。
- 2 「2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値」における外国子会社の数値は、建設業者と外国子会社の決算日が異なる場合、外国子会社の会計期間に基づく数値をもって申請できるものとする。なお、外国子会社の数値は、原則として、外国子会社の会計期間に基づく期中平均相場の数値を用いて日本円に換算すること。
- 3 「外国子会社の工事種類別完成工事高」の表は、経営事項審査を受ける業種について 記載すること。また、外国子会社の完成工事高を合算して記載すること。
- 4 「前々審査対象事業年度」の欄は、経営事項審査の計算基準の区分(建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 様式第25号の11別紙一に記載された計算基準の区分をいう。) において「2年平均」を採用する場合には、記載を省略することができる。

別紙2

(建設工事の種類)

#1 陞 滋 # Н H 於

		1	· · · · ·									1	Т			
町			A			国		=		E		E	E	E		
期完成年月		捉	抄	华	华	华	华	計	卦	静、	計	作	华	华		
H		Ę	=	A	E	A	A	=	E	<u> </u>	E	E		E		
整工年月		2 <u>1</u> 2	可	4년	항	3 5	설트	경	华	크	된	4 E	祁	15		
(税抜)	· 洛面处理 · 细格上部	# E	1.	(I)-j-	(h) -}-	[z] -J-	-f-[F]	千円	千円	千円	月上	千円	千円	干	h	†- E(1)
完成工事高 (税抜)		# E	# #	-f-pj	# E	中	千円	千円	田士	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千
鬼 場 市名)															44:	÷.
工事現場 (国·都市名)															447	√ <u>п</u>
工事名																
≥ e :	層															
元譜人人は																
光 江 光																
受 注 者 (外国子会社の名称)																

記載要領 (別紙2関係)

- 1 この表は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第一の上欄に掲げる建設工事の 種類ごとに作成すること。また、事業年度ごとに作成すること。
- 2 この表には、申請をする日の属する事業年度の前事業年度に完成工事高として計上した建設工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「発注者」の欄には当該下請工事の直接の発注者の商号又は名 称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 4 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については 「下請」と記載すること。
- 5 「 $\int V$ の別」の欄は、共同企業体($\int V$)として行った工事について「 $\int V$ 」と記載すること。
- 6 「完成工事高」の欄は、原則として、外国子会社の会計期間に基づく期中平均相場の 数値を用いて日本円に換算した額を記載すること。共同企業体(JV)として行った工 事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事 額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、審査基準日における 工事契約金額を括弧書で付記すること。
- 7 「完成工事高」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に 掲げる建設工事について外国工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲 げる工事があるときに、同表(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二) 欄に掲げる工事に該当する完成工事高を記載すること。

(—)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PС
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 8 「小計」の欄は、ページごとの工事の件数の合計、完成工事高の合計及び7により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について完成工事高を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 9 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての工事の件数の合計、完成工事高の合計及び7により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について完成工事高を区分して記載した額の合計を記載すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

商号

代表者

様

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書

国土交通大臣 〇〇 〇〇

平成20年国土交通省告示第85号附則第七の規定に基づき、外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値を、下記のとおり認定する。

記

1. 外国子会社

商号	所在			
B社	••••, Bangkok•••, Thailand			
C社	· · · · , Makati · · · , Philippines			

- 2. 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての経営事項審査の項目の数値
 - ① 外国子会社の工事種類別完成工事高

/ / 日 / 五 区 / 二 1 区 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	-		
	審査対象	前審査対象	前々審査対象
	事業年度	事業年度	事業年度
土木一式工事	〇〇〇千円	000千円	000千円
プレストレストコンクリート工事			
管工事			
その他工事			
合計額			

② 建設業者及び外国子会社の自己資本の額

〇〇〇千円

③ 建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益

〇〇〇千円

以上

建設業界団体の長様 長野県行政書士会長 様

長野県建設部長

経営事項審査基準の改正に係る平成25・26年度建設工事入札参加資格定期審査時の 取扱いについて(通知)

平成25・26年度建設工事等入札参加資格の定期審査は、採用する経営事項審査(以下、経審) の審査基準日を平成23年10月2日から平成24年10月1日までとして、平成25年1月頃申請受付を予 定していますが、経審の基準が改定され平成24年7月1日から施行されることになったため、同一 申請時に異なった基準の経審結果が生じることになります。

このため、平成25・26年度建設工事等入札参加資格の定期審査の申請に向けて、下記に該当す る方に経審の再審査申請をしていただく旨、会員の皆様への周知について御配意いただきますよう お願いします。

なお、長野県ホームページに案内を掲示しますので周知に御活用ください。 (トップ → 目的で探す → 入札・調達 → 入札参加資格審査関係)

記

- 1 平成25・26年度長野県建設工事入札参加資格の申請を希望する方で、以下に該当する方は新経 審基準での再審査を受けるようお願いします。
 - ○雇用保険または健康保険及び厚生年金保険に未加入の者で、平成24年6月30日以前に平成23 年10月2日以降を審査基準日とする経審を旧基準で申請した者

再審査受付期間 平成24年7月2日(月)から平成24年10月29日(月)まで

再審査受付窓口

経審を扱う建設事務所

再審査にかかる手数料 無 料

- 2 1に該当する方は、平成25・26年度建設工事入札参加資格定期申請の際、新基準での総合評定 値通知書の写しを添付してください。その写しがない場合は申請を受け付けないものとします。
 - ※ 雇用保険並びに健康保険及び厚生年金保険に未加入でない者は、経審基準の改正により点数 に差異が生じないため、新基準での再審査は不要です。

建設政策課 技術管理室 入札・契約班 宮原宣明(室長) 向山洋一郎(担当)

電話直通 026-235-7313

FAX 026-235-7482

E-MAIL gijukan@pref. nagano. lg. jp

改正法施行に係る主な変更点等について

東京入国管理局審查管理部門

平成24年7月9日から,新しい在留管理制度がスタートします。施行に伴い,各種手続や対応窓口が変更となりますので,ご案内します。

なお、施行日前後は、在留カード等の交付に伴う窓口の混雑が見込まれますので、申請人の在留期限までに問題がなく、また、特段の事情がない限り、 $\underline{7}$ 月17日以降に在留カード・証印等を受け取りに来ていただくようご協力をお願いいたします。

ご参考までに、7月9日以降に許可された場合には、在留カードの交付を受けることとなり、外国人登録証明書から在留カードに切り替わるほか、在留期間更新許可等を受けた旨が当局から市区町村あてに通知されるため、これまで義務付けられていた外国人登録法上の在留期間の変更に係る申請を行う必要がなくなります。

記

- 1 当局2階カウンターの変更について別添(2階フロア案内図)のとおり、変更となります。
- 2 新様式申請書の受付開始について

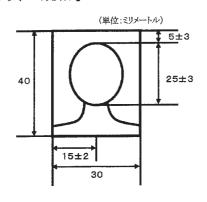
新様式の申請書は施行日(7月9日)から受付を開始します。

在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請等の際にも,16歳以上で,3月を超える在留期間を希望する場合には,写真(1葉)を申請書に貼付して提出することとなります。

旧様式申請書についても、当分の間、使用は可能ですが、写真の提出が必要となる方は申請書に写真を貼付することとなるため、施行後は新申請書を使用願います。

なお,提出していただく写真については,下記の規格のものを提出願います。 写真の提出がない場合,又は,規格を満たさない写真が提出された場合には, 在留カードを交付することができませんので、ご注意ください。

【写真の規格】



- ※ 写真の裏面には、申請人の国籍、 氏名、生年月日を記載願います。
- ※ 在留資格認定証明書交付申請書に 貼付された写真は、上陸許可時に交 付される在留カードに使用されるこ ととなります。

(1) 写真のサイズ

縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

また、上記の図に規定する写真全体に対する顔の大きさ(頭頂部からあごまで)、向き、中心位置、写真上部と頭頂部の余白の寸法に適合する写真とする。

- (2) 申請人本人のみが撮影されたものであること
- (3) 写真を撮影した時期

提出する写真は、提出の目前3か月以内に撮影されたものとする。 ただし、入院中のため写真を撮影することができないなど3か月以 内に撮影した写真を提出できない場合には、可能な限り新しい写真と する。

(4)無帽で正面を向いたものであること。

宗教上又は医療上の理由により当該要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合,当該事情に係る陳述書(任意様式)を提出する。また,顔を覆う部分が同一人性の確認の大きな妨げとならず,かつ,特段の事情があると認められる場合には,当該要件を満たさない写真でも差し支えない。

(5) 背景(影を含む)がないこと。

前記(4)により着用物がある場合,顔の上に影がないこと 背景は無地(単色)であればよく,色は特に指定しないが,背景の 色がきつく人物を特定しづらいものは,不可。

(6) 写真の鮮明さ

写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に 影がないもの、衣服や頭髪等により目、鼻、口等が隠れていないもの、 背景がないもの、デジタルカメラで撮影したものについては写真の解 像度が高いものなど、在留カードへの使用を前提とした鮮明な写真と する。

3 旅券,外国人登録証明書,在留カードの取扱いについて

現行は、申請時には、「旅券(原本)」及び「外国人登録証明書の両面コピー」を、証印受領時には「旅券(原本)」を持参いただいているところ、<u>施行後は、申請時並びに在留カード・証印受領時には、必ず「旅券(原本)」及び「在留カード・外国人登録証明書(原本)」をご持参ください。</u>

- ※ 旅券,在留カード又は外国人登録証明書を忘れた場合には、手続を行うことができませんので、ご注意ください。
- ※ 在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を受理した際には、申 請人の在留カードの裏面に「在留期間更新申請中」又は「在留資格変更申 請中」と記載された印を押印する取扱いとなります(ただし、外国人登録 証明書の裏面には押印しません。)。
- ※ 現行では、各種申請に際し、旅券に受理印を押印していましたが、施行後は受理票を発行することとなります。
- ※ 在留カード・証印受領時に、旧在留カード又は外国人登録証明書を返納していただいた上で、新しい在留カードを交付します。

なお、旧在留カード又は外国人登録証明書については穿孔措置をした上 で還付します。

- ※ 申請手続の間、申請人本人には、「在留カード・外国人登録証明書の両面コピー」を携行させるようお願いします。その際、同コピーの余白には「〇〇入管への〇〇申請のため、行政書士(申請等取次者)△△が預かっています」旨の記載及び連絡先(電話番号等)を付記願います。
- 4 在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領について 在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領については、 施行規則に受領者が規定されております。

従前,証印による許可については,行政書士の補助者,同じ弁護士事務所に 所属する職員,申請人と同じ企業に勤務している者等も受領が可能でしたが, 今後は認められなくなりますので,ご注意願います。

一方,申請については申請人本人が行ったものの,在留カードの受領のみを 取次者に依頼することは可能となります。その際,申請人ご本人からの委任状 を提出してください。

なお,在留カードの交付については,従前よりも作業時間がかかることが見込まれておりますので,同種案件ケース等で,一度に30件以上の在留カードを受領することが見込まれる場合は,事前に当部門までご相談ください。

【参考:改正入管法施行規則第59条の6】※ 受領に関する抜すい

第59条の6

- 1 (略)
- 2 法第61条の9の3第3項に規定する法務省令で定める場合(同条第1項第2号に掲げる行為に係る場合に限る。)は、次の各号に掲げる場合とする。
 - 一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第7の1の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合(イ及び口に掲げる者にあつては、当該外国人又は法第61条の9の3第2項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。)であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。
 - イ 受入れ機関等の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認 めるもの
 - ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所 在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの
 - ハ 当該外国人の法定代理人
 - 二 (略)
- 3 法第61条の9の3第4項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - 一 前項第1号イ又は口に掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の 依頼により当該外国人に代わって別表第7の2の表の上欄に掲げる行為の区分 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局 長において相当と認めるとき。

二 (略)

4 • 5 (略)

別表第7 (第59条の6関係)

1

当該外国人に代わつてする行為
第19条の9第1項に定める届出書等
の提出及び同条第2項に定める旅券等
の提示等に係る手続
第19条の10第1項に定める申請書
等の提出及び同条第2項において準用
する第19条の9第2項に定める旅券

	等の提示等に係る手続
法第19条の12第1項の規定による申	第19条の11第1項に定める申請書
青	等の提出及び同条第2項に定める旅券
	等の提示等に係る手続
法第19条の13第1項又は第3項の規	第19条の12第1項又は第2項に定
定による申請	める申請書等の提出及び同条第3項に
	おいて準用する第19条の9第2項に
	定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の10第2項の規定(法第1	この項の上欄の規定により交付される
9条の11第3項、第19条の12第2	在留カードの受領に係る手続
項及び第19条の13第4項において準	
用する場合を含む。)により交付される	
在留カードの受領	

2

外国人が自ら出頭して行うこととされて	当該外国人に代わつてする行為
いる行為	
法第20条第2項の規定による在留資格	第20条第1項及び第2項に定める申
の変更の申請	請書等の提出並びに同条第4項に定め
	る旅券等の提示等に係る手続
法第21条第2項の規定による在留期間	第21条第1項及び第2項に定める申
の更新の申請	請書等の提出並びに同条第4項におい
	て準用する第20条第4項に定める旅
	券等の提示等に係る手続
法第22条第1項の規定による永住許可	第22条第1項に定める申請書等の提
の申請	出及び同条第3項において準用する第
	20条第4項に定める旅券等の提示等
	に係る手続
法第22条の2第2項(法第22条の3	第24条第1項及び第2項に定める申
において準用する場合を含む。) の規定	請書等の提出並びに同条第4項に定め
による在留資格の取得の申請	る旅券等の提示等に係る手続
法第22条の2第2項(法第22条の3	第25条第1項に定める申請書等の提
において準用する場合を含む。) の規定	出及び同条第3項において準用する第
による在留資格の取得の申請(永住者の	24条第4項に定める旅券の提示等に
在留資格の取得の申請に限る。)	係る手続
法第20条第4項第1号(法第21条第	この項の上欄の規定により交付される
4項及び第22条の2第3項(法第22	在留カードの受領に係る手続

条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。),第22条第3項(法第22条の2第4項(法第22条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。),第50条第3項又は第61条の2の2第3項第1号の規定により交付される在留カードの受領

5 証印転記について

施行後については、現に有効な上陸許可証印、再入国許可証印又は資格外活動許可証印について証印転記を行いますが、在留カードが交付されることとなる在留期間更新許可証印等については、証印転記は廃止になります。

施行前に永住許可を受けられた方についても,証印転記は行わず,今後は在 留カードの交付によることとなります。

6 在留カードの各種交付申請について

7月9日以降,在留カードが交付される場面は以下のとおりです。

- ① 新規上陸に伴う在留カードの交付
- ② 在留期間更新許可等(変更,取得,永住)に伴う在留カードの交付
- ③ 住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付
- ④ 在留カードの有効期間更新に伴う在留カードの交付
- ⑤ 紛失に伴う在留カードの再交付
- ⑥ 毀損汚損に伴う在留カードの再交付
- ⑦ 交換希望による在留カードの再交付
- ⑧ 任意の切り替えによる在留カードの交付(外国人登録証明書から在留カードへの切替申請)

上記①については、入国した空港で交付することとなりますが(※)、②から⑧については、住居地を管轄する地方入国管理局、支局及び出張所で行うことになります。

当局では、上記②についてはAカウンターで(詳細については、上記4のとおり)、上記③から⑧については、Dカウンターで行う予定です。

上記③から⑧の申請については、申請書のほか、写真(1葉, 16歳以上の場合)、旅券(原本)、在留カード又は外国人登録証明書(いずれも原本)をご持参いただくほか、上記③「住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付」については、記載事項が変更となったことを証明する書類もご提

出いただくことになります。

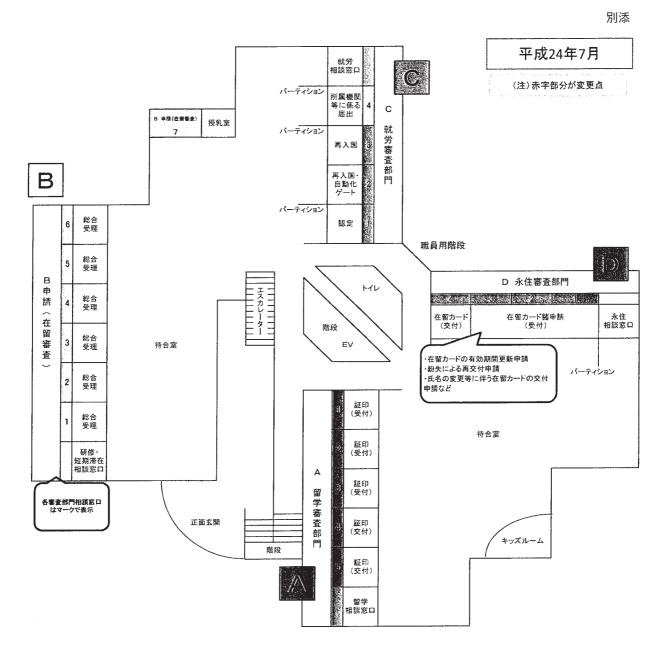
なお,特段の支障がない限り,交付申請当日に在留カードを交付する予定としています。

(※)成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、上陸許可時に在留カードを交付することとなりますが、それ以外の空海港については、入国後、市区町村の窓口に住居地の届出をした後、当該住居地あてに在留カードが送付されます。

7 取次リストの廃止について

在留期間更新許可等申請,再入国許可申請及び証印転記時には「申請取次リスト」を提出していただいておりましたが,当該取扱いを廃止します。

ただし、ファクシミリによる事前予約の場合には、予約時間調整のために必要となりますので、引き続きご提出願います。



北陸運輸局からの自動車登録担当業務委託事業報告

運輸交通部長 吉沢 富雄

昨年から運輸交通部を担当することになり、坂本担当副会長・田中副部長・北原部員及び昼神部員と協力し、支部運輸担当会員にも協力を仰ぎ部会運営を進めてまいりました。

その活動の成果なのか、北陸運輸局長野運輸支局に挨拶を兼ね訪問する機会を重ねるに付け 信頼関係も芽生え少しは気軽に応対することが出来つつありました。東北関東単位会の東日本 大震災津波被害に遭われた人たちへの取り組みの姿勢対応や栄村への援助の体制等のテーマも 取り上げられました。

長野運輸支局から公務員削減といった時代の要請も有り、2月3月繁忙期に於ける運輸支局 登録業務へ行政書士会応援の打診がありました。行政への参加協力は願っても参画したい事で すので、受託の快諾を伝え、直ぐに準備に取り組むべく山崎会長以下トップ役員と協議をし、 体制を整えることになりました。

運輸支局へは業務内容の詳細研修を願い行政書士会館と長野支局松本事務所で快く支局職員 講師の研修会が開催され、公募された会員と次年度以後に窓口対応の意思ある会員は研修会に 積極的に出席されました。

とにかく運輸支局も書士会も初めての業務であり手探り状態で出発したので種々の課題は残りました。窓口業務を担当した会員からの報告書も検討し運輸支局と反省会の機会を持ち今後の委託業務内容の検討会を設け、ユーザーのニーズに少しでも会員が役に立てば喜ばしいことです。

年度内に、体験者が講師を勤める研修会を東北信・中南信で開催し参加者の中から2~3月に予定される派遣会員候補者として勤務を御願いすることとする計画です。研修会は自動二輪車を含む色々な登録業務も含まれ教授されます。

OSS 申請が関東都府県で開始された今、登録手続き事務及び車庫証明業務等についても会員が取り組まなければならない課題です。運輸交通部は会員の要望を取り入れ吟味して活動の充実を図り会員各位の所得向上を目指します。



業務委託通知書交付式



研修会の様子



講師 近藤高弘自動車登録官



松本会場の研修 講師 芦沢千恵子先生

長野運輸支局及び松本自動車検査登録事務所勤務報告について

長野運輸支局及び松本事務所の受託業務ご苦労さまでした。

行政書士として初めての受託業務を行った先生方の貴重な体験を報告して頂きました。今後 の活動に生かすために下記記載の内容等について体験談をお願いしました。そのご報告です。

- 1.業務の体験談 2.今後、運輸局や書士会にお願いすること。
- 3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点。
- 4. その他書士会への要望等。

北陸信越運輸局長野支局松本事務所 窓口相談員業務の体験談等について

飯田支部 片桐 良平

1. 業務の体験談

私は、3月22日から30日までの7日間を松本支部の松島会員と2人で協力し、登録官の 指示を仰ぎながら窓口業務を行って来ました。

飯田市の自宅からの通勤等でもあり、初日と2日目は、業務も慣れなくて、大変、疲れました。

27日から30日までは、月末でもあり、2階へユーザー等の特設窓口が開設され、案内しましたが、それでも多数の申請者が殺倒しました。

業務の中では、種々の登録等があり、申請書類や手数料も違うので、困惑し、特にユーザーさんには、迷惑をかけた場面もありました。

登録のなかで、移転登録や一時抹消が特に多いと思われました。

また、軽自動車を除く250 cc 以上の 2 輪車も登録があり (印鑑証明不要) 2 輪車も登録 するんだとの知識を得ました。

被相続人が所有していて、遺産分割協議書が添付されている移転登録等の申請もありました。

この業務で体験したことですが、登録内容により、添付書類が異なるので、熟知し、スピード性を持って行い、特にユーザーには明るく親切に対応説明をしなければいけないと思います。

2. 運輸局や行政書士会への要望等 特にありません

3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点

登録により、申請書類や手数料が異なるので熟知し、明るく親切に対応し、スピード性 を持たなければいけないが、わからない事は登録官に聞くことが必要と思います。

松本事務所受諾業務体験報告

飯田支部 村上 和彦

1. 業務の体験談感想

仕事の内容が、行政書士の場合、一つの仕事を行うについて、多方面の法律に照らしてじっくり考えて仕事が始まりますが、今回の運輸局の仕事は、第1にスピードが要求され、瞬時に書類に目をとおし、書類に瑕疵が無いかを判断して処理するので、仕事の型がまったく違うことを感じました。

特に、年齢的に若者向きで、体力が劣った会員には、判断が遅くなりますし、早くやればミスが出ますので、その仕事に慣れるのに数日掛かり、おわりになって、ようやく仕事の感がわかるようで、ちょっと物足りなく思いました。

2. 今後、運輸局や書士会にお願いすること。

人選の時、若者が良いと思います。もちろん自身若者と思っている年寄りも良いと思います。ようするに、じっくり考える仕事にならないので、頭の回転が速い人が良いと思います。 別に後ろに下がって事務処理をする型がとれればよいのですが、スピードが要求されるため受付の後ろでいくつかの仕事に限って処理する型ができれば行政書士に向くと思います。

3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点。

できることなら今年度仕事をした人達の中から選抜した方が仕事はやれると思いますが、大 勢の人に経験をさせるのであれば、新しい人たちに行政書士会で今年仕事をした人たちに講義 をさせることが良いと思います。

4. その他書士会への要望等

今後運輸局ばかりでなく多方面に受諾業務が広がって行くとすると、受諾業務の仕事の内容は一応理解しても、その処理のシステムは、まったく理解してない訳ですから、ようするに、カウンターの外と中ではまったく違うことの研修が必要と思います。今回も、運輸局の人たちは、当然と思っていることが、行政書士には異質に感じることがありますし、特にスピードを要求する窓口業務は、書士業務には、ぴったり来ないと私は感じました。相談業務のようなことは、とても良いと思います、なぜなら、広角的知識があるのでぴったりヒットするとおもいます。

以上

北陸信越運輸局受託業務のレポート

松本支部 井上 治夫

1.業務の体験談、感想

☆ たいへん良い経験となりました。届出・申請などに対して、陸運局の方ではどのよう な点に注意するのか、窓口側から経験することでよい勉強になりました。

2. 今後、運輸局や書士会にお願いすること。

☆ (陸運事務所) 前もって研修および下見をしたことは大変有益でした。特に、どの書類のどの部分を重点的にチェックする必要かあるのか、とてもわかりやすく説明していただき大変助かりました。

☆ (書士会) 来年も窓口業務の依頼が来た場合の提案ですが、当番の二人をずらして交

代することはいかがでしょうか? それによって、互いに学んだ事柄を、教えあうことができます。もちろん、2人が同時に交代してもいいのですが、その場合、陸運事務所側からとしては、交代する度に最初からすべてを教えなくてはならない・・ということになってしまうかと思います。しかしこちらが、ずらして交代するようにすることで、自分たちの間でできるだけ多くを教え合うことができるのなら、その分、



受託業務 窓口対応状況

陸運事務所さんの負担を減らすことができるのでは・・と思いました。

3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点

☆ スピードも必要ですが、基本をきちんと抑えておくことが大切です。スピードは、自動的に段々ついてきます。(陸運事務所の職員のスピードに圧倒されないように。)

☆ 基本的な申請・届出はもちろんしっかりと対応しつつ、変則的なややこしい申請など は、さっさと陸運事務所のかたに回したほうがいいです。

☆ お年寄りが申請に見えたことがありました。他の申請者と同じような対応では書類の 記入に大変時間がかかってしまいました。結局、窓口で一つ一つの項目に何を記入する のかを、手取り足取り教えてやっとできました。申請者の様子などにも目を配り、臨機 応変さや「空気を読む」ということも必要です。

☆ 遠方からの方で、書類が足りないというケースがありました。結果的には、後で郵送していただくことで対応できました。「後で郵送してもいいかどうか、確認します。」ということを、窓口側では言うべきことではなかった・・・という注意を受けました。届出・申請をする立場にあるときは、そのような場合にいろいろな回避方法を尋ねることは一向に構いませんが、窓口側にいるときは「立場が違う」という認識が必要でした。

4. その他、書士会への要望など

陸運局にかぎらず、もし他にも官公署などからの業務委託などを書士会として受けることができましたら、ありがたいです。

「自動車登録窓口相談業務を体験して」

長野支部 小山まさ枝

1. 業務の体験感想

長野県行政書士会として初の有償受託業務であるという重圧に、緊張して業務に臨みました。

3月23日(金)26日(月)~30日(金)の6日間勤務しました。

やはり覚悟しておりましたが、29日、30日の2日間については窓口はもとより、支局内が喧騒の中繁忙の極みでした。特に最終日30日は8時30分から5時15分までの勤務時間中、昼食時間10分を除いて座ることも出来なく、疲れました。

受付時間もあってないがごとく、以前 時間外は受け付けてくれなかったが、昼休みはもとより、5時過ぎまで対応することに驚きました。

また特に年度末に集中するのは殆ど自動車税対策ではないかと思われます。抹消登録はやは り多く、転居に伴う変更登録は公務員の方の申請が目立ちました。移転登録は身障者自動車税 減免を受けるための家族間の移転。また何か事情があるのか夫婦間での移転。

ユーザー各自個人差があり、書き方は見本を渡し書くよう説明するが、正しく書ける人は少ない。その上書類の不足、不備。印が無い。書類の有効期限切れ等次から次へと難問が出てくる。しかし悪戦苦闘の上、登録完了済み検査証を手にお礼を言われると此の上ない喜びを感じました。

私自身の登録業務知識の無さが身にしみ大いに反省しております。約30年前から登録業務に携わってきましたが、手書きからマークシートまた OCR シートへと変わり、添付書類、手順も変わりました。またこの数年は業務からも遠ざかっていたため、力量の無さを思い知らされました。

このような私にその都度丁寧にご指導下さった職員の方々に深く感謝申し上げます。得ることも多く大変有意義な6日間でした。この業務が来年に繋ぐことを願っております。

- 2. 今後、運輸局、書士会に御願いすること。
- 勤務日を続けないで、2日か3日交代にする。
- ② 出勤、勤務終了、昼食休み各時間をはっきり決める。
- ③ 一般ユーザーに対する業務であると言う事を分かりやすくする。 (カウンター内ではなくカウンター外で案内する。腕章をつける。職員と判別する。)
- ④ 長野支局の場合繁忙日は二人体制にする。
- 3. 次年度の窓口対応者希望の会員に望むことや注意点。
- ◎ 事前講習をしっかり受け、登録手続き知識を構築しておく。
- 4. その他書士会への要望等。
- ◎ 「小型二輪申請手続き」及び「相続に関する手続き」の研修会開催を要望します。

長野運輸支局窓口相談員を経験して

長野支部 古谷 豊

1. 業務の体験談感想

今回、長野運輸支局にて、2月下旬と3月中旬の計7日間相談員を務めさせていただきました。担当する前日に前任相談員の良川さんと一緒に窓口に立つ実地研修を受けてスタートしたのですが、初日はどのような相談がくるのだろうと緊張しました。2月の下旬は個人での窓口利用者は少なく、内容も名義変更、一時抹消、住所等の変更登録が多く、これならなんとかなるかなと前半戦を終えました。しかし、3月中旬の5日間は最初の日こそ少なかったですが日を追うごとに申請者が増え、内容も会社清算手続きが絡んだ登録、相続財産管理人の権限外処分の申請など、自分の知識では対応できないものも増え、相談員として戦力になるはずが、職員さんに助けていただくことばかりでした。個人的には大変良い経験をさせていただき、勉強になりましたが、相談員としては知識経験不足を痛感しました。最後になりましたが、このような貴重な機会を与えていただきました書士会の諸先生方、ご指導いただきました運輸支局の職員の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

2. 今後、運輸局や書士会におねがいすること

今回のような行政機関の現場に相談員として立てることはとても有意義であるので、継続してこのような行政協力が続いていくようにまた、他官庁でもそういった相談員や講師の受託をお願いしたいと思います。一つだけ相談員をしていて気になったのは、やはり販売店の方からの申請が多いので、行政書士法違反になるような案件についてはきちんとチェックをして指導をお願いしたいと感じました。

3. 次年度の窓口相談員希望の会員に望むことや注意点

自動車業務が主力でない会員や新人でも熱意と勉強で経験の差をカバーできるならぜひ相談員を希望されると良いと思います。ただ、申請の経験はそれなりにないときついと思います。また、普通車の手続きは理解していても案外、二輪車や軽自動車、検査手続きについては知らないことも多いので基本的なことは再確認しておくことが大切だと思います。

4. その他書士会への要望等

今回は事前の運輸交通部会の研修と着任前の研修でスタートしましたが、できれば相談員 全員が職員さんとともに窓口に立つ研修があると良いと思います。



松本会場 スタッフ



受託業務 窓口対応状況



法律知識の勘違い! season2

近頃の男女関係は複雑な様相を呈してきました。従来からの考えも、捉え方次第ではまったく逆の立場になったりします。ひとそれぞれの思いは「法」で割り切れない部分でもあり、 だからこそ、業務をおこなっていくうえでは細心の注意が必要です。

そこで、今回は、離婚における「離婚協議書」を作成していくなかで、思い込みや勘違いし やすい話題を取り上げたいと思います。

Season2: 「離婚に基づく慰謝料?」の勘違い

マス男さんは、アジ子さんと25年前に結婚し、2人の子どもを授かった。子どもたちは既に独立して、今は夫婦二人だけの生活を送っていた。ところが今年に入り、夫のマス男さんの帰宅が遅い日が続き、最近は会社へ頻繁に泊る事もあった。不審に思ったアジ子さんは、マス男さんに追及した。マス男さんは正直者で会社の部下タイ子との関係を認めた。マス男さんはタイ子さんと一緒になりたいとまで言いだした。アジ子さんは、タイ子さんに会いに行き事情を聴いた。その1ヶ月後離婚を決意し行政書士事務所へ「協議書」の作成に訪れた。

さて、この「離婚協議書作成」の相談をうけどう対応する?

まずは、<u>行政書士は当然に争訟性の案件は処理できない</u>ので、当事者(夫)との話し合いができているか詳しく聴く必要がある。そのうえで、両当事者の間に争いのない具体的な合意内容を検討し、確定していくことになる。

離婚の際に検討すべき事項として①親権者・監護権者を定める②養育費を算定する③財産分与を決める④面接交渉について取り決めをする⑤慰謝料を算定する・・・など。アジ子さんとマス男さんの場合、既に子どもたちは成人になっているので、③⑥について検討する。今回は特に⑤について考えてみよう。

はじめに「離婚に至った経緯」をアジ子さんから聴くと、やはりマス男さんに離婚原因(婚姻関係が破綻するに至った原因)があるようだ。離婚原因は民法第770条に「次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる」とされている。つまり、裁判上で離婚を訴えるなら民法第770条の各号に該当しなければならない。第1号に不貞行為がある。しかし、アジ子さんは裁判での離婚は望んでいない、ましてこの事は「夫も、不貞行為の相手方のタイ子さんも認めている」という。アジ子さんは夫マス男さんに対しては、裏切られた気持ちでいっぱいだという。しかし、タイ子さんに対しては「先日、直接お会いして、同じひとを好きになった気持ちは、ある意味共感さえ感じた」と。慰謝料は離婚原因となった有責行為から生じる精神的苦痛に対するもの(離婚原因に基づく慰謝料)と、離婚によって配偶者としての地位を喪失する精神的苦痛にたいする(離婚自体による)慰謝料とに分類される。

アジ子さんは「夫に対してはしっかり慰謝料を請求したい」タイ子さんに対しては「妻という立場から、やっぱり慰謝料を請求したい」とのことだ。つまり両者に対して各300万円の慰謝料を請求したい思いのようだ。

マス男さんへその旨の話を聴く事ができた。

離婚原因の有責配偶者である夫マス男さんもタイ子さんも、アジ子さんへ対しては慰謝料を払ってもりでいる。妻アジ子さんの言われる慰謝料を払ってまでも離婚してマス男さんは「タイ子さんと一緒になりたいのだ」と話してくれた。

さて、アジ子さんの言われる二人それぞれに慰謝料請求ができるのか?

『自然の愛情によって生じたかどうかにかかわらず、他方の配偶者の夫又は妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯び、右他方配偶者の被った精神的苦痛を慰謝すべき義務があるというべきである』(最判昭 54・3・30) 判例から慰謝料請求はできそうである。そもそも不貞行為の相手方に慰謝料請求ができるのか?

不貞行為は第三者(タイ子)と配偶者(マス男)による<u>共同不法行為を構成する</u>ので相手方である第三者(タイ子)に対しても慰謝料請求はできることになる。

では、アジ子さんは配偶者(マス男)に対して慰謝料300万円、第三者(タイ子)に対しても同じく慰謝料300万円を請求したい場合に??

実はここが 今回の勘違い・・・

マス男さん、タイ子さん両者に慰謝料請求をしてアジ子さんは慰謝料請求額の合計600万円を受け取りたいとしたら。。。

今回の場合は両者へ請求してマス男さんタイ子さんは払ってくれそうだよね。でも、結論から言うとマス男さん、タイ子さんのどちらから300万円が支払われると、他方の慰謝料請求は認められなくなる可能性があるんだ。

これは・・・

不貞行為は第三者(タイ子)と配偶者(マス男)による<u>共同不法行為を構成する</u>ので、それ それの債務(損害賠償債務—慰謝料)が<u>不真正連帯債務</u>の関係になるとされている。(横浜地 判昭 61・12・25)したがって不貞行為の相手方である第三者(タイ子)と配偶者(マス 男)のどちらかから十分な慰謝料を取得した後には、損害は補填されたことになるんだ。 不貞行為の相手方に対して請求できるとしても、配偶者のマス男が300万円を慰謝料とし てアジ子に支払った場合に損害賠償債務は消滅することになり、もはやタイ子に対しての慰 謝料請求はできなくなるということなんだよ。

アジ子は慰謝料として600万円が欲しいということであれば、<u>共同不法行為</u>の両者に対して600万円の慰謝料請求をしなければならないんだ。

参考書籍「離婚事件処理マニュアル」新日本法規

お知らせ

綱紀委員の異動

綱紀委員

新任 上野和衛綱紀委員 (5月22日付)

辞任 松島芳雅綱紀委員

会則改正について

平成24年度定時総会(5月22日開催)で議決されました「長野県行政書士会会則の一部を改正する会則」が平成24年6月25日長野県知事より認可されましたので、お知らせいたします。

長野県行政書土会会則の一部を改正する会則

(改正理由)

長野県行政書士会が建設業経営事項審査、運輸局における相談業務などの受託を行い、新たな分野への事業展開を図るため、会則の事業の中に新たな位置付けを行うための改正を行う。

○長野県行政書土会会則(昭和35年9月30日)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
第1章 総 則 (事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (9) その他本会の目的を達成するために必要なこと。	第1章 総 則 (事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (9) 官公署等からの受託事業に関すること。 (10) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

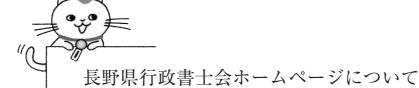
附 則(平成24年6月25日認可 長野県指令24市町村第274号) この会則は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

平成24年度年間行事予定表

長野県行政書士会

月		研修会等行事名	場所	担当部	備	考
	8 日(金)	国際部(入管関係)研修会(13:30)	会館	国際	1	
6月	13日(水)	企画開発部 (会計記帳と遺族年金) 研修会(13:30)	会館	企画開発		
	16 日(土)	ADR 研修(10:30)	会館	ADR		
7月	13 日(金)	行政書士試験説明会	東京	日行連		
. , ,		コンプライアンス研修(10:30)	会館	総務・企画		
	20 日(金)	インターネット研修(コンプライアンス①)	11	企画開発		
	24 日(火)	コンプライアンス研修(10:30)	松本駅前	総務・企画		
	28 日(土)	民法研修会	会館	市民法務		
			4 44	alle 11 mb = H		
		農地建設部会長会議(10:30)	会館	農林建設		
8月		農地部・建設部研修会(13:30) 特殊車両出張封印研修	長野市	" 運輸交通		
ол		特殊車両出張封印研修	伊那市	座鴨文地		
		インターネット研修(コンプライアンス②)	会館	企画開発		
		会員のための座談会(10:30)	"	n n		
	22 日(水)	企画開発部(知的財産権)研修会(13:30)	n	n		
		無料相談会・民法研修会	"	市民法務		
		インターネット研修(コンプライアンス③)	ŋ	企画開発		
	未定	ADR 研修	"	ADR		
		第 1 回図面作成研修会(13:30)	会館	農林建設		
	8月(土)		" "	ADR		
9月	未定	国際部会長会議(13:00)・入管関係研修会(14:30) 無料相談会・民法研修会	"	国際 市民法務		
	未定 未定	無科相談会・氏法研修会 ADR 研修	"	中氏法務 ADR		
	Т	7 7777 F. Ahl 189		711/16		
	4日(木)	第 2 回図面作成研修会(13:30)	伊那市	農林建設		·
	5日(金)	運輸支局派遣者による実務研修	会館	運輸交通		
10月		運輸支局派遣者による実務研修	松本市	"		
		インターネット全国研修	会館	企画開発		
		行政書士試験打合会議・理事会(予定)	長野市	総務 企画開発		
	25日(木)	法定業務研修会「行政書士の倫理と専門家責任」(10:00)	会館	企画研究		
	20 口(木) 未定	" 国際部(外国人相続関係)研修会(PM)	,,	"		
	未定	中小企業支援アドバイザー養成研修	,,	市民法務		
	未定	無料相談会・民法研修会	"	"		
	8日(木)	部会(AM)・第3回図面作成研修会(13:30)	松本市	農林建設		
	11 日(日)	行政書士試験	3 会場	総務		
		ADR 研修(13:30)	会館	ADR		
11月		インターネット全国研修	#	企画開発		
		インターネット特別研修(行服)	<i>))</i>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	未定	申請取次関係研修会(中南信)	未定	国際		
	未定 未定	# (東北信) 無料相談会・民法研修会	n n	" 市民法務		
		自販連連絡会議	長野市		 	
12月		日 N 歴 理 附 云 蔵 インターネット全国研修	会館	企画開発		
14/1		ADR 研修	J. H	ADR		
	未定	無料相談会・民法研修会	#	市民法務		
		新規登録者必須研修会(10:30)	松本市	企画開発		
1月	24 日(木)		モンターニュ	n n		
	25 日(金)	OSS 説明会·運輸支局派遣希望者研修	会館	運輸交通		
	未定	賀詞交歓会	長野市			
	未定	無料相談会・民法研修会	会館	市民法務部		
	未定	ADR 研修		ADR		
	1日(金)		会館	企画開発		
2月	22日(金)	国際部会長会議(10:30)·事例研究会(13:00) 農林建設事例研修会	松本市	国際 農林建設		
2 H	未定 未定	展外建設事例研修会 無料相談会・民法研修会	会館	一辰怀建取 市民法務		
	/\^E	MTTHKA NAMBA	^#	11.2423		
	7 11 (+-)	重类子维类效配 剂,重局研修△(19·90)	松本市	企画開発		
3月	7 日(木) 未定	事業承継業務解説・事例研修会(13:30) 申請取次関係研修会(中南信)	松本巾 未定	企画開発 国際		
0 71	未定	中謂以 《與徐切》 (東北信)	*	四郎		
	未定		会館	市民法務		
		Control of the second of the s				
			<u>L</u>	<u> </u>	<u> </u>	
		12本正 154 15 7 相 人 154 15 オート	. —			

[※]日時・場所等に変更が生じる場合があります。



このたび、長野県行政書士会広報部ではホームページをリニューアルいたしました。ぜひご覧になってください。また、移行の際には会員の皆様に多々ご不便をおかけしましたことにつきまして、お詫び申し上げます。広報部としてはインターネットユーザーの拡大に伴ってインターネットの利用方法を有効に活用できるように考えています。しかし、なにぶんにもインターネットの事は専門性が高いものですから私たちも多少の知識を持っていないと対応できない時代になっています。

広報部としては今回会員と一般の方との情報を区分けして一般の方に広く行政書士のPRや相談窓口等の情報を発信し行政書士の仕事を知っていただき、行政書士をもっと利用していただけるようなホームページ運用をしていきます。

会員の方には業務的な情報を入手しやすいように、必要な情報、最新の情報をわかりやすく 発信していきます。

メール相談については今回のアンケートを基に会員リストを整理してスムーズな対応ができるように検討していきます。

ホームページは常に変化していきます、これからいろいろとお気づきの事がございましたら 事務局までお問い合わせください。今後のホームページ作りの参考にしていきたいと思いま す。

(広報部 高見澤)

平成24年度行政書士試験のご案内

1 受験資格

年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験することができます。

2 試験日及び時間

平成24年11月11日(日) 午後1時から午後4時まで

3 試験会場

JA長野県ビル 長野市南長野北石堂町1177-3

松本歯科大学 塩尻市広丘郷原1780

駒ヶ根商工会館 駒ヶ根市上穂栄町3-1

- 4 受験手数料 7,000円
- 5 受験願書受付期間
 - (1) 郵送による受験申込み 平成24年8月6日(月)から9月7日(金)まで
 - (2) インターネットによる受験申込み 平成24年8月6日(月)から9月4日(火)まで
- 6 合格発表 平成25年1月28日(月)
- 7 問い合わせ先

財団法人行政書士試験研究センター

所在地:〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階 試験専用照会ダイヤル:03-3263-7700

行政書士法制定 60 周年記念 DVD の注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に叉ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円 (送料 別)

	申	込	書	
支	部			
氏 名				
	部購入	、(送料	·は自己負担)	

行政書士 PR 用パンフレットの注文

行政書士の PR 用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思います。申し込みは、100部単位で、1 部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

申 込 書	
支 部	### AND PROPERTY OF THE PROP
氏 名	CONTROL OF THE PROPERTY OF THE
部購入(送料は自己負担)	The state of the s

斡 旋 物 一 覧 表

品名	価 格	備考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章(ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	"
事 件 簿 用 紙	300円	"
領 収 書	700円	"
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A 4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自然公園法の手引	1,000円	"
新会社法パート 2 (H18.8.11)	1,500円	"

会 議 報 告

□日行連 ADR 研修

1 と き 平成24年3月1日(木)、2日(金)

2 ところ 東京都、行政書土会館

3 出席者深澤委員長、荻原委員

□新たな在留管理制度に関する研修会

1 と き 平成24年3月5日(月)

2 ところ 東京都、シェーンバッハ・サボー

3 出席者 林国際部長

□企画開発部会

1 と き 平成24年3月7日(水)

2 ところ 松本市、松本市駅前会館

3 出席者 佐藤副会長、荻原部長、香山副部 長、森本、臼井、西澤各部員

4 会議事項

- (1) 平成24年度予算(案)及び事業計画(案)の確認
- (2) 今後の予定について
- (3) その他

□企画開発部研修会

1 と き 平成24年3月7日(水)

2 ところ 松本市、松本市駅前会館

3 出席者 佐藤副会長、荻原部長、香山副部 長、森本、臼井、西澤各部員、会 員12名

4 研修内容・講師

聴聞・弁明手続きの代理業務

講師:本会企画開発部長 荻原政吉 先生

□国際部研修会(市民法務部・長野県 成年後見サポートセンター共催)

1 と き 平成24年3月8日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 靎見副会長、国際部林部長、吉田

副部長、赤羽、三浦、田中各部員、 市民法務部山本部長、小野副部長、 井出、木下各部員、会員10名

4 研修内容・講師

成年後見制度について

講師:長野地方法務局 小松昭久戸籍課長・ 権田広光戸籍係長

□日行連関地協広報担当者会議

1 と き 平成24年3月8日(木)

2 ところ 東京都、合同相談センター

3 出席者 小口広報部長

4 議 題

(1) 行政書士制度広報月間の取り組みについて

(2) 行政書士記念日に関する広報活動

(3) インターネットの活用について

(4) その他

□日行連関地協運輸業務連絡会

1 と き 平成24年3月8日(木)

2 ところ 東京都、合同相談センター

3 出席者 吉沢運輸交通部長

4 議 題

OSS の進捗状況について

(2) 事務連絡会の設置について

(3) 関地協運輸業務連絡会のあり方について

(4) その他

□日行連関地協環境業務連絡会

1 と き 平成24年3月8日(木)

2 ところ 東京都、合同相談センター

3 出席者 清水保健環境・風営部長

4 議 題

(1) 環境業務連絡会の今後の方針について

(2) その他

業務受託について|意見交換

- 1 と き 平成24年3月9日(金)
- 2 ところ 東京都、行政書士会館
- 3 出席者 山﨑会長

□広報部会

- 1 と き 平成24年3月12日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副 部員
- 4 会議事項
- (1) ホームページについて
- (2) 広報活動について
- (3) その他

□日行連関地協会長会

- 1 と き 平成24年3月12日(月)
- 2 ところ 東京都、合同相談センター
- 3 出席者 山﨑会長
- 4 議 題
- (1) 日行連関東地方協議会会則の一部見直しに
- (2) 日行連への地方協議会に関する活動報告書 について
- (3) 日行連への要望書の提出について
- (4) その他

□正副会長・部長等合同会議

- 1 と き 平成24年3月15日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、髙田、靎見、坂本、佐藤 各副会長、山本(準)、河西、吉沢、 清水、荻原、山本(金)、小口各部 長、吉田国際副部長、笠原監察副 部長、深澤委員長

4 会議事項

- (2) その他

□「基地周辺住宅防音事業に係る □平成23年度行政書士試験実施結果 報告会

- 1 と き 平成24年3月16日(金)
- 2 ところ 東京都、八重洲富士屋ホテル
- 3 出席者 山﨑会長、髙田、坂本、佐藤各会 場青仟者

□ADR 研修会

- 1 と き 平成24年3月17日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 部長、田嶋、細田、蟹澤、大野各 3 出 席 者 深澤委員長、赤羽副委員長、増田、 石丸各委員、手続実施者5名
 - 4 研修内容・講師

「外国人の就労・就学」講師: 赤羽副委員長 「ペット・トラブル」 講師:増田委員

□総務部会

- 1 と き 平成24年3月19日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、山本部長、竹前副部長、 山嵜、日野、関、土屋各部員
- 4 会議事項
- (1) 平成23年度決算見込みについて
 - (2) 会費未納者の状況について
- (3) 平成24年度予算案及び事業計画について
- (4) 暴力団等排除対策委員会設置について
- (5) その他

□無料相談会

- 1 と き 平成24年3月21日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 相談件数 16件(内訳対面相談6件·電話相 談10件)

□長野県暴力団排除条例に関する 研修会

- 1 と き 平成24年3月23日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- (1) 平成24年度各部事業計画及び予算について 3 出席者 正副会長・理事・監事17名、会員 15名

- 4 研修内容・講師
- (1) 長野県暴力団排除条例の説明
- (2) 条例と行政書士業務について
- (3) 質疑応答

講師:長野県警察本部刑事部 組織犯罪対策課 神林徹 警部

□綱紀委員会

- 1 と き 平成24年3月23日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 葛城委員長、村上副委員長、橋本 職務代理者、今村、寺島、小川各 委員
- 4 会議事項
- (1) 綱紀案件について
- (2) 綱紀案件処分基準について
- (3) その他

□理事会

- 1 と き 平成24年3月23日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、靏見、坂本各副会長、 荻原、小林、林、小口、河西、吉田、 二瓶、吉沢、土屋、深澤、小野、 和田、山本(準)、山本(金)各理事、 大槻、田中各監事
- 4 協議事項
 - (1) 平成24年度事業計画及び予算について
 - (2) 綱紀案件について
 - (3) 長野県暴力団排条例に基づく委員会設置について
- (4) 行政書士会組織の再編について
- (5) その他
- 5 報告事項
- (1) 各部・委員会報告
- (2) その他

□長野県商工会連合会臨時総会

- 1 と き 平成24年3月27日(火)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 佐藤副会長

□一般社団法人コスモス成年後見 サポートセンター支部長会(関 東地方)

- 1 と き 平成24年4月5日(木)
- 2 ところ さいたま市、大宮ソニックシティ
- 3 出席者 諸野脇長野県成年後見サポートセンター副理事長

□ホームページについての打ち合わせ会議

- 職務代理者、今村、寺島、小川各 1 と き 平成24年4月12日(木)
 - 2 ところ 長野市、会館
 - 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副 部長

□表彰選定委員会

- 1 と き 平成24年4月16日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、髙田、靎見、坂本、佐藤 各副会長、山本総務部長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度表彰者等の選定について
 - (2) その他

□総務部会

- 1 と き 平成24年4月16日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本部長、竹前副部長、山嵜、日野、 関、土屋各部員
- 4 会議事項
- (1) 平成23年度事業報告及び決算報告について
- (2) 会費未納者の状況について
- (3) 平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案) について
- (4) 平成24年度表彰者の決定について
- (5) 平成24年度定時総会進行計画について
- (6) 暴力団等排除対策委員会設置について
- (7) その他

□ADR 特別委員会

1 と き 平成24年4月19日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 山﨑会長、深澤委員長、赤羽副委 員長、荻原、増田、石丸各委員

4 会議事項

- (1) 国土交通省住宅セーフティネット事業の補助金申請について
- (2) 上記(1)に係る相談事業の実施について
- (3) ADR機関認証申請書類の整備について
- (4) 研修計画について
- (5) その他

□監査

1 と き 平成24年4月19日(木)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 大槻、田中、小林各監事、山﨑会 長、山本総務部長、和田政治連盟 会長

4 監查執行状況

平成23年度一般会計、斡旋物特別会計の収入・ 支出状況について、並びに長野県行政書士政治連 盟の収入・支出状況について、関係帳簿、証拠書 類、預金通帳等により監査が行われた。

監査結果については、4月20日(金)開催の理事 会及び幹事会で監事から適正に処理されている旨 報告がなされた。

□上田支部総会

1 と き 平成24年4月19日(木)

2 ところ 上田市、ささや

3 出席者 佐藤副会長

□理事会

1 と き 平成24年4月20日(金)

2 ところ 長野市、会館

3 出席者 山崎会長、髙田、靎見、坂本、佐藤 各副会長、荻原、小林、林、小口、 河西、吉田、二瓶、清水、吉沢、 土屋、深澤、小野、山本(準)、山本 (金)各理事、大槻、田中、小林各 監事

4 会議事項

- (2) 平成24年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (3) 平成24年度日行連定時総会について
- (4) 平成24年度定時総会の進行計画について
- (5) その他

□佐久支部総会

1 と き 平成24年4月24日(火)

2 ところ 佐久市、ホテル一萬里

3 出席者 山﨑会長

□長野県弁護士会役員就任祝賀会

1 と き 平成24年4月25日(水)

2 ところ 長野市、ホテル犀北館

3 出席者 靎見副会長

□諏訪支部総会

1 と き 平成24年4月25日(水)

2 と こ ろ 諏訪市、ホテル「華乃井」

3 出席者 坂本副会長

□北信支部総会

1 と き 平成24年4月28日(土)

2 ところ 中野市、中野市市民会館

3 出席者 髙田副会長

□伊那支部総会

1 と き 平成24年5月2日(水)

2 ところ 伊那市、JA上伊那本所

3 出席者 山﨑会長

□広報部会

1 と き 平成24年5月8日(火)

2 ところ 長野市、会館

河西、吉田、二瓶、清水、吉沢、 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副 土屋、深澤、小野、山本(準)、山本 部長、田嶋、細田、蟹澤、大野各

石井、北原各会員

- 4 会議事項
- (1) ホームページについて
- (2) その他

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成24年5月9日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、深澤委員長、赤羽副委 員長、萩原、増田、石丸各委員
- 4 会議事項
- (1) 国土交通省住宅セーフティネット事業の補助金申請について
- (2) 上記(1)に係る相談事業の実施について
- (3) 研修について
- (4) その他

□長野支部総会

- 1 と き 平成24年5月12日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 靎見副会長

□松本支部総会

- 1 と き 平成24年5月12日(土)
- 2 ところ 松本市、松本勤労者福祉センター
- 3 出席者 山﨑会長

□広報部会

- 1 と き 平成24年5月14日(月)
- 2 ところ 松本市、松本支部事務局
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副 部長、蟹澤部員
- 4 会議事項
- (1) ホームページについて担当会社との打合せ
- (2) その他

□総会運営会議

- 1 と き 平成24年5月17日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 正副会長、各部長、委員長、総務 部員、政連会長、幹事長、副会長、

- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度定時総会等の運営について
 - (2) その他

□(社)長野県産業廃棄物協会通常 総会

- 1 と き 平成24年5月17日(木)
- 2 ところ 長野市、メルパルク長野
- 3 出席者 佐藤副会長

□司法書士会総会

- 1 と き 平成24年5月18日(金)
- 2 ところ 松本市、ホテルブエナビスタ
 - 3 出席者 靎見副会長

□飯田支部総会

- 1 と き 平成24年5月18日(金)
- 2 ところ 飯田市、シルクホテル
- 3 出席者 山﨑会長

□長野県社会福祉士会・長野県介 護福祉士会設立20周年記念式典

- 1 と き 平成24年5月19日(土)
- 2 ところ 長野市、ホクト文化ホール
- 3 出席者 山﨑会長

□一日合同行政相談

- 1 と き 平成24年5月21日(月)
- 2 ところ 松本市、井上百貨店
- 3 出席者深澤、三浦各会員(松本支部)

□土地家屋調査士会定時総会

- 1 と き 平成24年5月25日(金)
- 2 ところ 下伊那郡阿智村、湯元ホテル阿智川
- 3 出席者 山﨑会長

□ADR 手続実施者養成45時間・修 了者(補講者)・手続実施者(任命 者)研修

部員、政連会長、幹事長、副会長、 1 と き 平成24年5月26日(土)~27日(日)

- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、深澤委員長、赤羽副委 員長、荻原委員、会員15名
- 4 研修内容・講師

講師:中京大学法科大学院 稲葉一人 教授

□社労士会総会

- 1 と き 平成24年5月29日(火)
- 2 ところ 松本市、ホテルブエナビスタ
- 3 出席者 髙田副会長

□ADR 特別委員会

- 1 と き 平成24年6月6日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、深澤委員長、赤羽副委 1 と き 平成24年6月11日(月) 員長、荻原、増田各委員
- 4 会議事項
- (1) 6月16日(土)のADR委員講師による研修 について
- (2) 同日、補講者(1名)の考査の実施方法・採 4 会議事項 点について
- (3) 今後の研修内容の検討
- (4) その他

□正副会長会

- 1 と き 平成24年6月6日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、髙田、靎見、坂本、佐藤 各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 平成24年度事業の推進について
- (2) 人事異動について
- (3) 県市町村課からの指導書について
- (4) 日行連総会への対応について
- (5) その他

□日行連関地協会計監査・会長会

- 1 と き 平成24年6月7日(木)
- 2 ところ 東京都、合同相談センター
- 3 出席者 山崎会長

□国際部研修会

- 1 と き 平成24年6月8日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- ADR 理論「I]・スキルトレーニング「I] 3 出席者 靏見副会長、林部長、吉田副部長、 赤羽、三浦、田中各部員、会員21
 - 4 研修内容・講師
 - (1) 入管法上の各手続における裁量の実質的検
 - (2) 証人尋問を含む退去強制手続における口頭 審理の実際

講師:弁護士 山脇 泰嗣 先生

□広報部会

- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小口部長、高見澤副 部長、田嶋、細田、蟹澤、大野各 部員
- (1) 会報116号について
- (2) その他

□農林建設部会

- 1 と き 平成24年6月12日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 坂本副会長、河西部長、若林副部 長、香坂、石川、諸野脇各部員
- 4 会議事項
- (1) 平成24年度活動計画と研修会等の日程につ いて
- (2) その他

□新たな在留管理制度に関する実務 研修会

- 1 と き 平成24年6月12日(火)
- 2 ところ 東京都、シェーンバッハ・サボー
- 3 出席者 靎見副会長、林部長、吉田副部長、 赤羽、三浦、田中各部員

□企画開発部研修会

- 1 と き 平成24年6月13日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 西澤各部員、会員45名
- 4 研修内容・講師

行政書士の会計記帳と遺族年金の知識

講師:企画開発部 森本幸登部員・西澤秀友 部員

□ADR 手続実施者養成45時間・修 了者(補講者)・手続実施者(任 命者) 研修

- 1 と き 平成24年6月16日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 深澤委員長、赤羽副委員長、荻原、 増田各委員、会員14名
- 4 研修内容・講師

ADR 理論「Ⅱ]・スキルトレーニング「Ⅱ]

講師:ADR 特別委員

□暴力団等排除対策委員会

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 長野県警察本部三石昇史組織犯罪 対策課長、同暴力団排除推進室神 林徹課長補佐、長野県暴力追放県 民センター舞沢正志専務理事、正 副会長、各支部長

4 会議事項

- (1) 委員の委嘱について
- (2) 当面の活動計画について
- (3) その他

□支部長会

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 各支部長

□理事会

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、荻原部長、森本、臼井、 3 出席者 山﨑会長、髙田、靎見、坂本、佐藤 各副会長、荻原、小林、林、小口、 河西、吉田、二瓶、清水、吉沢、 土屋、深澤、小野、和田、山本(準)、 山本(金)各理事、大槻、田中、小林 各監事

4 協議事項

- (1) 平成24年度事業計画について
- (2) 人事異動について
- (3) 県市町村課からの指導について
- (4) 日行連総会について
- (5) その他
- 5 報告事項
 - (1) 各部・委員会活動計画
 - (2) その他

□平成24年度部長等打ち合わせ会議

- 1 と き 平成24年6月18日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山﨑会長、髙田、靎見、坂本各副 会長、山本(準)、河西、吉沢、林、 清水、荻原、山本(金)、小口、小林 各部長、深澤委員長

4 会議事項

- (1) 平成24年度各部の主要事業について
 - (2) 平成24年度各部年間行事予定について
 - (3) 日程調整について
 - (4) その他

□日行連定時総会・日政連定期大会

- 1 と き 平成24年6月21日(木)、22日(金)
- 2 ところ福井県福井市、フェニックス・プラザ
- 3 出席者 正副会長、総務部長、政治連盟正 副会長、幹事長

長野県行政書士政治連盟のページ

定期大会開催報告

平成24年度定時総会が5月22日(火)午後12時50分より、松本市の松本東急インで開催されましたのでご報告いたします。

- 1 司 会 日野総務部員
- 2 正 副 議 長 議 長 北原一男代議員(伊那支部) 副議長 石井喜博代議員(松本支部)
- 3 議事録署名人 小山まさ枝代議員 (長野支部)、宮下幸吉代議員 (長野支部)
- 4 議案審議

第1号議案 平成23年度事業報告 賛成多数により可決承認されました。 第2号議案 平成23年度決算報告 賛成多数により可決承認されました。 第3号議案 平成24年度運動方針(案) 賛成多数により可決承認されました。 第4号議案 平成24年度予算(案) 賛成多数により可決承認されました。

-



平成24年度長野県行政書士政治連盟定期大会

長野県行政書士政治連盟 幹事長 土屋 眞一

平成24年度長野県行政書士政治連盟の定期大会が5月22日、松本市の松本東急インホテルにおいて行われました。

来賓として北山孝次日本行政書士政治連盟会長が出席されました。北山会長はあいさつの中で行政不服審査法における代理権については、今国会中に何とか成立を期して各政党の議員連盟に働きかけているとの事。

また昨年の東日本大震災においては行政書士と弁護士 とが協力して被災者の相談にあたって復興に協力し、活 躍している事など現在の状況の説明がありました。

長野県行政書士政治連盟の和田会長からは、現在の厳 しい経済状態の中で我々行政書士の職域の確保に関し、 県への働きかけとして県議会議員による行政書士制度推 進議員懇話会に対する建設業に関する経審の公共嘱託受 注の要望の状況について話がありました。



和田英幸長野県行政書士政治連盟会長のあいさつ

長野県行政書士政治連盟のページ・

議事に先立ち北原一男代議員(伊那支部)が議長、石井喜博代議員(松本支部)が副議長に選任されました。

定期大会の議事につきましては平成23年事業報告・決算、平成24年度運動方針・予算案すべての議事 は原案のとおり賛成多数で可決承認されました。

政治連盟の活動の意味するもの

日政連(日本行政書士政治連盟)におきましては行政不服審査法の代理権、ADRの代理権等の獲得に 尽力しております。行政書士法もそうですが行政書士に関する法律は内閣提出の法案ではなく国会議員 提出の議員立法です。各会派(政党)に働きかけ国会で多数を得て成立するものです。したがって法制 化につきましては多くの政党の了承を取り付けますので、政治連盟の活動におきましても特定の政党だ けを支持し利するためのものではありません。法案につきましても多数の政党が賛成して可決されます ので、政党の枠を越え正に国民の利益に資する立法であります。

行政書士政治連盟は行政書士制度の確立と行政書士の権益の擁護について重要な役割を果たしている ものと考えております。

今後とも行政書士政治連盟の活動にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



長政連と長野県行政書士会との合同懇親会で あいさつする和田政連会長



北山孝次日本行政書士政治連盟会長のあいさつ

会員の動き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

一入会者— 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏	名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
伊那支部	24. 3.15	大林	直樹	駒ヶ根市	佐久支部	24. 3.15	木内 拓郎	佐久市
諏訪支部	24. 4. 2	鶴石	悠紀	茅野市	上田支部	24. 4. 2	土屋 帝	東御市
長野支部	24. 4. 2	野村	和正	長野市	長野支部	24. 4. 2	島田 貴規	長野市
上田支部	24. 4. 2	石井	重孝	上田市	長野支部	24. 4.15	朝間 庸介	須坂市
飯田支部	24. 4.15	那須	剛	飯田市	上田支部	24. 4.15	山岸 義隆	上田市
松本支部	24. 4.15	二條	範雄	松本市	上田支部	24. 5. 1	宮原 徹	上田市
松本支部	24. 5. 1	関口	弘紀	松本市	松本支部	24. 5. 1	一之瀬大輔	北安曇郡池田町
伊那支部	24. 5.15	平泉	茂治	上伊那郡辰野町	飯田支部	24. 6. 1	鈴木 邦幸	飯田市
松本支部	24. 6. 1	荒井	憲治	安曇野市	松本支部	24. 6. 1	中山 邦夫	安曇野市
伊那支部	24. 6. 1	湯澤	敏美	上伊那郡飯島町	松本支部	24. 6. 1	杉山 勝雪	塩尻市
佐久支部	24. 6.15	青木	孝之	佐久市	佐久支部	24. 6.15	髙 裕次	佐久市
松本支部	24. 6.15	西村	克之	松本市				

—退会者—

所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日	所属支部	氏 名	退 会 年 月 日
諏訪支部	加藤 憲男	24. 2.28	松本支部	柳澤 榮治	24. 3. 2	松本支部	松本 憲人	24. 3.31
長野支部	寺島 正	24. 3.31	松本支部	三崎 真吾	24. 3. 2	伊那支部	西村 美里	24. 3.31
長野支部	竹内 覺	24. 3.31	松本支部	降旗 治代	24. 3.12	長野支部	今井 克義	24. 3.31
長野支部	牧 義孝	24. 3.31	長野支部	武井今朝夫	24. 3.30	北信支部	浦野 三郎	24. 3.27
長野支部	小林東洋雄	24. 3.31	上田支部	渡邉 優	24. 3.28	飯田支部	天野 高明	24. 3.31
松本支部	曽根原一夫	24. 3.31	長野支部	吉池 史夫	24. 3.30	長野支部	原 ます	24. 3.30
長野支部	笠原 昭	24. 4.17	伊那支部	加藤 勝美	24. 4.10	上田支部	唐澤 博隆	24. 5.16
松本支部	村山 忠雄	24. 5.31	飯田支部	菅沼 祥雄	24. 6. 4	松本支部	渡邊 時宏	24. 6. 6
松本支部	川上 正敬	24. 6. 8	伊那支部	廣瀬 幸雄	24. 6. 8	長野支部	齊藤 正	24. 6.30

ご逝去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

一単位会変更—

東京都行政書士会より移転(H24.6.1) 諏訪支部 小林 泰三

編集後記

昨年広報部の一員になって任期2年ということで最初の広報部会で「長野県行政書士会会報」の担当決めがあり来年の7月になり、「まだ先のことだ」と思っていたらもう順番が回ってきて驚きです。小口広報部長、佐藤副会長はじめ広報部員の積極的な活動で楽しく時間が過ぎたのだと思います。昨年はFM佐久平のラジオ番組の出演、松本・長野・佐久でのパンフレット配り、阿部知事との対談、そして今年に入ってホームページのリニューアルと大きな活動がありました。ホームページについては今後も大事な活動です。広報部の仕事は広報誌を制作する他に外に向けての広報活動をすることで行政書士の知名度を上げ行政書士への依頼が増えるようにすることだと考えています。今年は南信方面でまずは飯田で"飯田りんごん祭り"の時に広報活動する予定です。各地域を順番に回りますからご期待ください。

(広報部 高見澤)

115号 クロスワード★パズル こたえ

115号に掲載しました、クロスワード★パズルのこたえです。皆さんは正解でしたか。

こたえ シンセイショルイ (申請書類)

たくさんのご応募をありがとうございました。広報部にて厳格な抽選を行い、正解者 5名の先生方に図書カード1,000円分をお送りいたします。次回もお楽しみに!!

		8 /\	- 14 g	14	A	18.	22
\\/		9	11 七c	>		19	<i>3</i> "
2	67	3	>		17.	V	
3/7	=/		12 L	7	乜	1 H	
	7 X		/		1		2 3 77
4 	(1)		13 7	1 5 —		20	7
7		10		16 二	∑ _B	力	7
⁵ l)	サ	4	7	$[V_{G}]$	·	21	ラ



答えは・・・

A B C D E F G H

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

- 1. 原稿等について
- (1) 表紙用の写真、絵画、書など 作品及び作品の簡単な説明(100字程度)
- (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など 字数2,000字程度
- (3) その他

自由投稿

- 2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限ります。(肖像権等ご注意下さい。)
- 3. 本会及び他者(個人・団体を問わず)の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿 は掲載できません。
- 4. 原稿などの送付方法について
- (1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。
- (2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。
- (3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。
- (4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面(メール含む)で行ってください。
- 5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者 の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。
- 6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。
- 7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して 連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。
- 8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。
- 9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール: gn-nagano@msa. biglobe. ne. jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3
TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ http://www.nagano-gyosei.or.jp メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会 長 山﨑 隆二 編集者 広報部長 小口 敬子

印刷 三和印刷(株)

おかげさまで 民間分析機関 受付実績 No.1



電子申請支援システム 建設業統合版 平成24年

新評点シミュレーション

社会性の変更部分の新旧評点比較が簡単です

新書式 申請書類作成

長野県はじめ47都道府県書式での印刷ができます





1年間は"完全無料 年間3申請で"保守料金・バージョンアップ料金不要

年間3申請に満たない場合も有償にての更新が可能です。

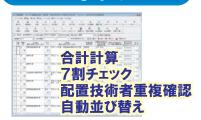
経審



建設業許可



工事経歴



分析/電子申請





顧客管理

#1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	0 % & 1 1 / ROMANS	William III on
E HIE	ERRY HOUSE	N. M. Marco (S) communication
	111.111	月次管理
.	***************************************	バックアップ
	2000	
\$170801-7	15030000	3 前アツフデー
THE MALE STATES	an house 14.5	7 2/1/

すぐに 1. 経営状況分析セット 2. 建設業ソフトCDを ご利用できます

【無償】 送付します



1ホームページから ワイズ公共

検索

ご担当者様

②お電話にて **** 026-232-1145

③または右欄に必要事項を ご記入いただきFAXにて ご送信ください。

TEL	FAX
ご住所	
-	

FAX 026-232-1190

国土交通省登録 経営状況分析機関 登録番号4

ワイズ公共データシステム 紫



本社/〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145

おかげさまで、申請受付実績 民間分析機関 No. 1

北海道営業所/〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目11番地1 23山京ビル7階 TEL 011-802-7685 大阪営業所 /〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町3階 TEL 06-6948-6615 福岡営業所 /〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ3階 TEL 092-292-8101 TEL 011-802-7685